

個人タクシー 申請までの手引き

沖縄総合事務局運輸部陸上交通課

(最終更新:令和8年2月)

1. 申請等の流れ

※事前試験の場合

STEP1 試験

1. 試験申込 → 4～5月・8～9月・12～1月中
※運転経歴等の要件に適合するかご確認ください。
2. 試験日公示(実施前2週間を目途)
3. 試験実施 → 7月・11月・3月中
4. 合格公示(実施後2週間を目途)

STEP2 申請

1. 合格者に合格証送付(有効期間は最大2年)
2. 申請受付 ○譲渡譲受・新規 → 通年
3. 審査(標準処理期間3ヶ月)

2. 運転経歴等の要件

①40歳以上65歳未満

- (1) 申請日以前25年間のうち、運転者として10年以上
- (2) 沖縄本島で、申請日以前3年以内のうち2年以上
タクシー・ハイヤーの運転者

②35歳以上40歳未満

- (1) 沖縄本島で、運転者として10年以上
- (2) (1)のうち5年以上タクシー・ハイヤーの運転者
- (3) 申請日以前3年以上継続してタクシー・ハイヤーの
運転者

※ 申請日以前10年間無事故無違反の場合、①の要件でOK!

③35歳未満

- (1) 沖縄本島で、10年以上、同一のタクシー・ハイヤー事業者^①に運転者として雇われている
- (2) 10年間無事故無違反

(例) 運転者としての期間の数え方

- 「乗合・貸切バス」「タクシー・ハイヤー」であれば100%換算
- 一般旅客自動車運送事業以外の「貨物」は50%換算

(注意) 運転者の考え方

- 運転者は『自動車の運転を専ら職業とした期間』となっており、その他の業務と兼任している場合は対象外になりますので、ご注意ください。

→ 他にも、申請日以前3年間及び申請日以降に道路交通法の違反がないかなど確認します。

疑義があれば、お問い合わせください。

3. 法令試験について

受付期間

試験実施月

4 / 1 ~ 5 / 31	→	7月
8 / 1 ~ 9 / 30	→	11月
12 / 1 ~ 1 / 31	→	3月

申込時に必要なもの

- ①受験申込書 ②有効な二種免許写し

※法令試験の申込時は、詳細な運転経歴要件の審査は行いませんが、申請時に確認書類(被保険者記録照会回答票や在職証明書等)を提出してもらい、経歴が不適合だと、合格取消・申請取下となります。

特に、事前試験の場合、試験の申込日現在において運転経歴要件が合致している必要がありますのでご注意ください。

様式

(別添1)
年 月 日

沖縄総合事務局長 殿
(陸運事務所経由)

郵便番号
住 所
ふりがな
氏 名
生年月日

受 験 申 込 書

「個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験の実施について（平成14年1月29日付け公示第13号）」I. 1. に規定する試験を受けたいため、下記の通り申込みします。

記

1. 営業区域 ()
2. 運転経歴 (新しいものから記載すること。)

(自) 年月日	(至) 年月日	勤務 年月数	勤務地	勤務先(事務所名)	ハイ・タク バス・他

3. 試験通知等の送付先 (右上の記載事項と異なる場合のみ記入)

郵便番号 _____
住 所 _____
氏 名 _____

4. 添付書類

(1) 自動車運転免許証の写し(表・裏)

記載例

(別添1)
令和 7 年 4 月 1 日

沖縄総合事務局長 殿
(陸運事務所経由)

郵便番号 900-8530
住 所 那覇市おもろまち2-1-1
ふりがな うんゆ たろう
氏 名 運輸 太郎
生年月日 平成元年4月1日

受 験 申 込 書

「個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験の実施について（平成14年1月29日付け公示第13号）」I. 1. に規定する試験を受けたいため、下記の通り申込みします。

記

1. 営業区域 (沖縄本島)
2. 運転経歴 (新しいものから記載すること。)

(自) 年月日	(至) 年月日	勤務 年月数	勤務地	勤務先(事務所名)	ハイ・タク バス・他
R2 4. 1	R7 3. 31	5年	浦添市	(株)陸運タクシー	タクシー
H30 10. 1	R2 3. 31	3年 6ヶ月	那覇市	陸上交通(資)	タクシー
H25 10. 1	H30 9. 30	5年	浦添市	(株)陸運タクシー	タクシー

3. 試験通知等の送付先 (右上の記載事項と異なる場合のみ記入)

郵便番号 _____
住 所 _____
氏 名 _____

4. 添付書類

(1) 自動車運転免許証の写し(表・裏)

★個人タクシー法令試験問題の出題範囲★

1. 道路運送法関係

2. タクシー業務適正化特別措置法関係

3. 道路運送車両法関係 など個人タクシードライバーに必須の法令知識を問います。

出題方式は「○×方式」「語群選択方式」で、**40問中36問**以上正解で合格(9割)

出題例(令和7年3月24日沖縄総合事務局法令試験問題)

問1 次の文章のうち正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答用紙に記入しなさい。

1. 個人タクシー事業の譲渡及び譲受が終了した場合、その旨を届け出なければなりません。

問2 次の文章は一般乗用旅客自動車運送事業に関する法令の一部です。

()にあてはまる最も適切な語句を下欄の枠内から選び、その記号を解答用紙に記入して下さい。

(あてはまる語句は、何度でも使用できます。)

○旅客自動車運送事業運輸規則

第十九条(事故による死傷者に関する処置)

旅客自動車運送事業者は、(①)その他の事故により、旅客が死亡し、又は負傷したときは、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

「組合」では、試験などのサポートがあります！

4. 組合について

沖縄県には4つの「個人タクシー組合」があります。

- ・過去問の提供 + 試験勉強サポート
- ・譲渡人を探したい、確保までの見通し
- ・制度が変わった際の連絡 など…

個人タクシー事業者に必要なサポートをしています。
詳細は下記にお問い合わせください。



(連絡先)

沖縄県個人タクシー事業協同組合	: 098-850-7677
中部個人タクシー事業協同組合	: 098-929-1818
那覇個人タクシー事業協同組合	: 098-857-5777
琉球個人タクシー事業協同組合	: 098-933-3094

